

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積計画の承認について

議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議第4号 空き家に附属した農地指定申請について

報告事項 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第3号 農地潰廃通報について

報第4号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 16名

1番 山 倉 広 委員	2番 山 屋 和 徳 委員
3番 熊 倉 睦 委員	4番 栗 原 一 郎 委員
5番 馬 場 良 子 委員	6番 坂 井 浩 行 委員
7番 田 邊 稔 委員	8番 捧 幸 伸 委員
9番 佐 藤 秀 樹 委員	12番 島 影 正 幸 委員
14番 小 林 茂 宏 委員	15番 佐 藤 一 富 委員
16番 三 師 満 夫 委員	17番 佐 藤 裕 雄 委員
18番 田 邊 敦 子 委員	19番 廣 川 哲 也 委員

農業委員欠席委員 3名

10番 野 崎 文 夫 委員	11番 岡 崎 洋 一 委員
13番 清 野 秀 作 委員	

推進委員出席委員 17名

飯 塚 栄三千 委員	井 上 利 弥 委員
大 口 伸 昭 委員	蒲 澤 利 嗣 委員
北 澤 正 之 委員	小 池 秀 一 委員
笹 岡 大 介 委員	長谷川 淨 二 委員
原 田 孝 一 委員	廣 川 久 一 委員
松 岡 博 一 委員	松 下 正 樹 委員

矢代誠一委員
吉田精一委員
渡辺秀人委員

山谷秀昭委員
吉田昇委員

推進委員欠席委員 1名
高山弘則委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長 阿部勝峰
経営基盤係長 上林裕則
経営基盤係主任 佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（栞原会長代理）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

出席状況をお知らせします。農業委員、現在員19名、出席16名、欠席3名、推進委員、現在員18名、出席17名、欠席1名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。

5番、馬場良子委員、16番、三師満夫委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは御同意いただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定12件、面積5万5,475.23平米であります。

それでは、戻りまして、1ページの1番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料

につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番から3ページの9番までの9件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

1番は、善久寺地内ほかの農地3筆、1万4,027平米。

2番は、長沢地内の農地4筆、4,236平米。

3番は、笹岡地内の農地1筆、2,979平米。

2ページまで続きますが、4番は、長嶺地内の農地8筆、5,479.73平米。

5番は、諏訪三丁目地内の農地1筆、496平米。

6番は、広手地内の農地1筆、1,345平米。

7番は、鹿熊地内の農地2筆、2,233平米。

8番は、尾崎地内のほかの農地3筆、3,312平米。

4ページまで続きますが、9番は、長沢地内の農地24筆、7,682.59平米。

以上9件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の10番から5ページの12番までの3件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が、新規に5年または9年間利用権設定をするものであります。

それでは、10番から順に御説明いたします。

10番は、須戸新田地内の農地1筆、1,950平米。

11番は、飯田地内の農地1筆、2,965平米。

12番は、駒込地内の農地12筆、8,769.91平米。

以上3件は、新潟県農林公社が、新規に5年または9年間利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、私の隣に着席を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、4月25日午前9時から厚生福社会館第3集会室において、部会員と野崎会長、栞原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時27分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定12件、面積5万5,475.23平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の9件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする3件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明を願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定3件、面積1万3,684.91平米であります。

1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、須戸新田地内の農地1筆、1,950平米。

2番は、飯田地内の農地1筆、2,965平米。

3番は、駒込地内の農地12筆、8,769.91平米。

以上3件は、それぞれ記載の借受人に、新規に貸付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定3件、面積1万3,684.91平方メートル、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

9ページを御覧願います。今月の申請は8件で、合計面積6,652.68平米であります。

7ページにお戻りをお願いします。

1番は、一ノ門二丁目地内ほかの農地3筆、1,891平米を売買により取得し、宅地分譲地7区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、JR東三条駅西側250メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、新光町地内の農地1筆、936平米を売買により取得し、宅地分譲地5区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条警察署北側550メートル付近で、都市計画用途区域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、鶴田一丁目地内の農地12筆、1,216.68平米を売買により取得し、既存宅地55.6平米と一体利用し、建売住宅8棟及び駐車場16台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条東高校東側430メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いします。

4番は、鶴田一丁目地内の農地2筆、988平米を売買により取得し、建売住宅4棟及び駐車場8台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、井栗小学校南西470メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、下水道が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

5番は、上須頃地内の農地1筆、257平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、須頃小学校北側600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、上須頃地内の農地2筆、283平米を賃貸借権の設定により、既存雑種地29平米と一体利用し、土地区画整理組合の組合事務所1棟及び駐車場6台の用地として、許可の日から令和5年2月28日まで一時転用地として利用したいものです。なお、須頃土地区画整理事業が完了していないことから、再度申請するものです。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南西700メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、大島地内の農地1筆、950平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台及び資材置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、大島中学校北東200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、笹岡地内の農地2筆、131平米を贈与により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、長沢小学校北側320メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、下水道が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積6,652.68平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を

受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（栞原会長代理）

続きまして、議第4号『空き家に附属した農地指定申請について』を議題といたします。

事務局、説明を願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『空き家に附属した農地指定申請について』御説明いたします。

10ページを御覧願います。

1番は、月岡三丁目地内の農地2筆、面積1,018平米であります。当該農地が附属する空き家につきましては、市道を挟んだ東側に位置しています。

空き家に附属した農地の指定につきましては、令和3年9月総会におきまして、空き家に附属した農地に限り、新規就農や移住促進を目的として、下限面積を1アールまで引き下げる旨の決定をいただきました。決定後、初めての申請ですので、改めて説明いたします。

具体的には、農家資格のない者が空き家バンクに登録された空き家と農地を同時に購入する場合に限り、取得面積が1アール以上であれば農地を取得できるとしたものであります。ただし、農業委員会が空き家に附属した農地として指定する必要があります。

指定に当たり、取扱い基準には、遊休農地もしくは維持管理の見込みがない、空き家と農地の所有者が同一といった適用条件があります。また、取扱いマニュアルでは位置関係について、空き家に接続している農地または空き家からおおむね200メートル程度までの徒歩圏の農地であること、抵当権等が設定されていないことなどを定めています。

本日、参考といたしまして、基準等を改めて配付させていただきましたので、御参照いただければと思います。

なお、空き家に附属した農地に指定された場合は、集積計画と同様に、告示した後に別段の面積として効力を持ちます。ただし、空き家と一緒に農地の所有権移転がされた場合、あるいは空き家のみ売買された場合は指定が外れ、一般の農地として取り扱うこ

とになります。

今回、指定を求められた農地については、いずれも申請人の書類及び現地確認をし、要件等を満たしていると考えております。

説明は以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『空き家に附属した農地指定申請について』は、件数1件、面積1,018平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、取扱い基準等の指定の要件を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長代理）

それでは、異議ないものと認め、承認することといたします。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長代理）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（栞原会長代理）

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月25日午前9時から本庁舎4階全員協議会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（栞原会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前9時53分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（ 16 番）
